

福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例施行規則（昭和五十五年福岡県規則第五十七号） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（業務及び定員）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 入所の定員は、六十人とする</p>	<p>（業務及び定員）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 入所の定員は、百人とする。</p>